

行政文書不開示処分取消請求事件について

事案の概要

本件は、被上告人・附带上告人（第1審原告）が、消費者庁長官に対し、情報公開法に基づき、和牛預託商法を行っていた株式会社（本件会社）に関する行政文書について開示請求をしたところ、消費者庁長官から、情報公開法5条6号イ等所定の不開示情報が記録されているとしてその一部を不開示とする旨の各決定（本件各決定）を受けたことから、上告人・附帯被上告人（第1審被告）を相手に、それらの取消しを求める事案である。

【情報公開法5条】

行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報…のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

6号 国の機関…が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 監査、検査…に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

【本件各決定の不開示部分（最高裁で不開示情報該当性が争われている部分）】

【文書A～J】

農林水産省や消費者庁の職員が預託法違反や景表法違反に関する調査の過程で作成、入手した文書(A～J)のうち一部分

【文書K, L】

消費者庁の担当課や同課課長が本件会社に対して預託法上とり得る措置を検討するために作成した文書(K, L)の各本文

(注)情報公開法：行政機関の保有する情報の公開に関する法律
預託法：特定商品等の預託等取引契約に関する法律
景表法：不当景品類及び不当表示防止法

原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、次のとおり判断するなどして、原告の請求の一部を認容し、その余を棄却した。
 - ① 預託法違反及び景表法違反に関する調査の内容や報告などの客観的な事実に関する情報は、情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当しないとした上で、文書A～Jの不開示部分には、上記各調査の結果が記載されているから、上記不開示情報に該当せず、本件各決定のうち上記部分に関する部分には、違法があるとして、その取消請求を認容した。
 - ② 文書K, Lの各本文の全体が情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当するとして、本件各決定のうち上記部分に関する部分の取消請求を棄却した。
- ◇ 最高裁における争点：情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性